

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成19年8月16日(2007.8.16)

【公開番号】特開2006-23351(P2006-23351A)

【公開日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-004

【出願番号】特願2004-199075(P2004-199075)

【国際特許分類】

**G 0 3 G 9/08 (2006.01)**

【F I】

G 0 3 G 9/08 3 7 1

G 0 3 G 9/08

G 0 3 G 9/08 3 7 4

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月29日(2007.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

前記ハイドロタルサイト粒子の添加量が、トナー粒子100質量部に対して、0.03～3質量部であることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載のトナー。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

すなわち、本発明は以下のとおりである。

(1) 少なくとも結着樹脂と着色剤とを含有するトナー粒子と、該トナー粒子表面に存在する無機微粉末とを含むトナーにおいて、該無機微粉末のうちの少なくとも一部が1～30質量%のジメチルシリコーンオイルで表面処理されているハイドロタルサイト粒子からなり、トナー粒子の平均粒径は4～9μmであり、トナー粒子の体積基準粒径の変動係数および個数基準粒径の変動係数はともに40以下であり、円相当径が0.6～2μmにあるトナー粒子の含有量は5～35個数%であり、トナー粒子の平均円形度は0.95～0.99であることを特徴とするトナー。

(2) 前記ハイドロタルサイト粒子が、ステアリン酸でも表面処理されていることを特徴とする(1)に記載のトナー。

(3) 前記ハイドロタルサイト粒子が、1～30質量%のジメチルシリコーンオイルとメチルハイドロジエンシリコーンオイルとの混合物で表面処理されていることを特徴とする(1)又は(2)に記載のトナー。

(4) 前記ハイドロタルサイト粒子の疎水化度が、30～95%であることを特徴とする(1)～(3)のいずれかに記載のトナー。

(5) 前記ハイドロタルサイト粒子の添加量が、トナー粒子100質量部に対して、0.03～3質量部であることを特徴とする(1)～(4)のいずれかに記載のトナー。

(6) 前記ハイドロタルサイト粒子のBET比表面積が、2～15m<sup>2</sup>/gであることを特徴とする(1)～(5)のいずれかに記載のトナー。

(7) 前記ハイドロタルサイト粒子の平均1次粒径が、0.1～1μmであることを特徴とする(1)～(6)のいずれかに記載のトナー。

(8) 前記ハイドロタルサイト粒子の乾燥減量が、0.1～5%であることを特徴とする(1)～(7)のいずれかに記載のトナー。

(9) 前記トナー粒子に対して、前記ハイドロタルサイト粒子を含む無機微粉末が、総量で0.5～5質量%含有されていることを特徴とする(1)～(8)のいずれかに記載のトナー。